

## 愛知県主要農作物奨励品種決定調査実施要領

### 第1 趣旨

愛知県主要農作物奨励品種決定要領第4に基づく奨励品種決定調査は、この要領の定めるところとする。

### 第2 調査方法

#### 1 調査の種類

調査は基本調査及び現地調査により行う。その際、対象品種の特性が既に十分に明らかになっている場合は、調査のうち既知の部分を省略することができる。

#### 2 調査の期間

基本調査及び現地調査の期間は、原則としてそれぞれ2年以上とする。ただし、現地調査は基本調査を1年以上実施した後に行う。

#### 3 調査の実施場所及び実施者

基本調査は原則として農業総合試験場（以下「試験場」という。）で行い、試験場の職員が行う。現地調査は、普及が想定される地域で行うこととし、原則として別表1の当該地域を担当する農業改良普及課の協力のもと、試験場の職員が行うものとする。

#### 4 調査ほ場における耕種概要及び調査項目等

調査は、別記のとおり行うものとする。

### 第3 現地調査ほ場の選定

現地調査ほ場の選定は、原則として試験場が適応地域を管轄する農林水産事務所農業改良普及課と協議し決定する。

### 第4 事務

調査に係る事務は、作物研究部又は、山間農業研究所が行う。

### 第5 委任

この要領に定めるもののほか、調査の実施に関し必要な事項は農業水産局長が定める。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

別表 1

普及想定地域と該当農業改良普及課

普及想定地域		担当農業改良普及課
平坦地域	尾張地域	尾張農林水産事務所農業改良普及課 海部農林水産事務所農業改良普及課 知多農林水産事務所農業改良普及課
	西三河地域	西三河農林水産事務所農業改良普及課 豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課
	東三河地域	新城設楽農林水産事務所農業改良普及課 東三河農林水産事務所農業改良普及課 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課
山間地域		西三河農林水産事務所農業改良普及課 新城設楽農林水産事務所農業改良普及課 豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課

別記

1 調査における耕種概要と調査項目

区分	耕種概要	調査項目	
基本調査	作期、施肥水準、移植、播種の方法等は、普及している標準的な耕種様式とする。	稲	播種期、移植期、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、玄米収量、対象品種との玄米収量比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害・その他の障害に対する抵抗性
		麦類	播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、対照品種との子実収量比率、千粒重、子実品質、容積重、倒伏程度、病虫害・その他の障害に対する抵抗性
		大豆	播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、主茎長、分枝数、子実収量、対照品種との子実収量比率、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害・その他の障害に対する抵抗性
現地調査	作期、施肥水準、移植、播種の方法等は、当該品種の普及想定地域で作付けされている当該品種の作期に近似した奨励品種で最も普及している耕種様式とする。	稲	播種期、移植期、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、玄米収量、対照品種との玄米収量比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害発生状況
		麦類	播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、対照品種との子実収量比率、千粒重、子実品質、容積重、倒伏程度、病虫害発生状況
		大豆	播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、主茎長、分枝数、子実収量、対照品種との子実収量比率、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害発生状況